

目 次

監査委員公表	ページ
定例監査結果の公表について……………	1

監 査 委 員 公 表

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合の定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 4 日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 大 塚 昇 一

新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

1 監査の対象

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般

2 監査の実施日

令和 2 年 5 月 27 日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般について、事務局から提出された資料、提示のあった関係書類等及びこれらに係る事務局の説明に基づいて、証憑突合その他の監査手続を実施した。

5 監査結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。